



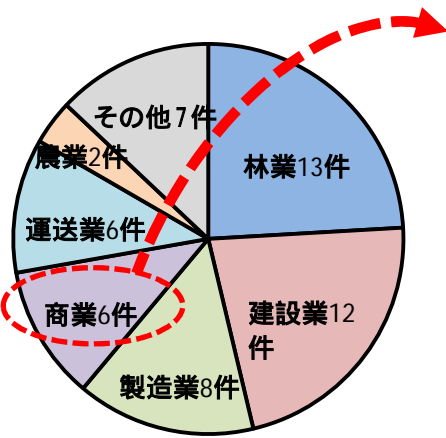
商業における労働災害を防ぎましょう

～ 宮崎労働局 ～



1. 商業における死亡災害が毎年発生しています！

宮崎県における死亡災害[R4～R7(速報値)]



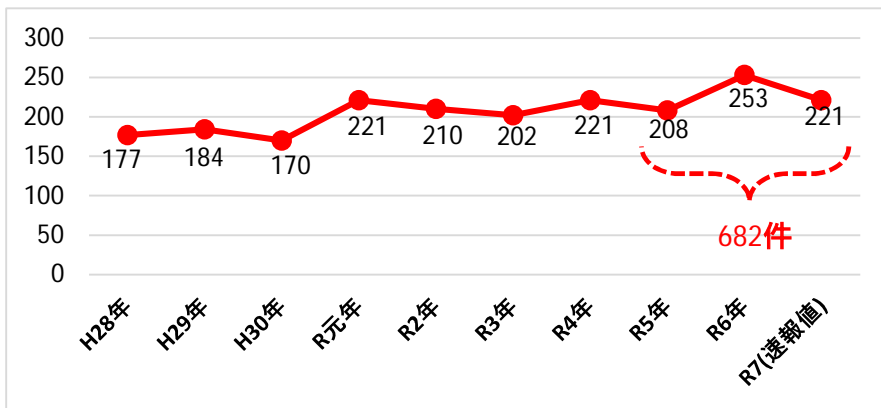
1	被災者が立木をチェーンソーで伐木作業中、伐倒した立木が被災者に激突した。
2	ダンプの解体作業中、被災者が油圧シリンダーのネジを外したところ、内圧によりシリンダーを固定していた残りのネジ2本が破断し、シリンダーが飛んで、被災者の左顎下部に激突した。
3	配達用の新聞を積んだ原動機付き自転車に乗り、町道を走行していたところ、鹿と衝突した。
4	被災者は、道路脇に設置されている自動販売機に製品を補充する作業等を行っていたところ、軽自動車にはねられた。
5	被災者は、原付バイクで新聞配達を行っていたところ、幅員約6mのカーブで転倒した。
6	被災者は高速道路のトンネル内を走行中、非常駐車帯の側壁に衝突して死亡した。

死亡災害は、林業や建設業で多く発生すると思われがちですが、実は商業においても毎年のように発生しています。特に、令和4年から令和7年の4年間毎年死亡災害が発生しており、発生件数は4年間で6件にのぼります。

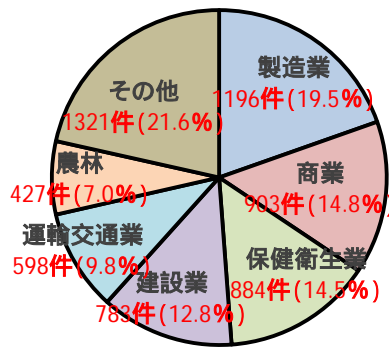
また、上記期間中に発生した死亡災害の事故の型を見てみると、交通事故3件、激突され3件となっており、同じような死亡災害が繰り返し発生していることが分かります。

2. 県内における商業の労働災害が増加傾向にあります

R4～R7(速報値) 商業における休業4日以上の災害件数推移



R4～R7(速報値) 業種別災害発生件数



県内における商業（小売業、卸売業、新聞販売業など）の労働災害発生件数を見てみると、近年の商業は労働災害発生件数が200件前後で推移しており、平成28年と比較すると10年間で40件以上増加したことが分かります。この40件の増加は、率にしておよそ25%の増加となります。

また、過去4年間の業種別災害発生件数をみると、商業は製造業に次ぐワースト2位（903件、全体の14.8%）となっていることや、グラフの「その他」には教育研究業、接客娯楽業などの第三次産業が含まれていることから、近年は第三次産業による労働災害が大幅に増加していることが分かります。

宮崎労働局では、災害統計関係資料を公開しています

労働局HPを今すぐcheck!



宮崎労働局HP QRコードはこちら

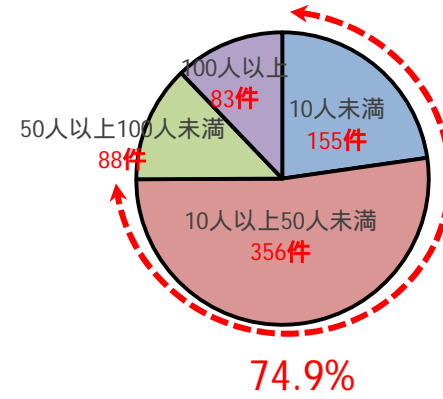


宮崎労働局 災害統計

検索

3. 50人未満の事業場における労働災害が商業全体の7～8割を占めています

R5～R7(速報値) 商業 人数別災害発生状況



過去3年間（R5からR7年）に発生した商業における労働災害について、事業場の規模別に分析したところ、50人未満の事業場が全体の74.9%を占めていました。

商業における50名未満の事業場においては、法律上必ずしも安全衛生推進者等の選任が義務付けられておらず（例えば、デパートなどの「各種商品小売業」には安全衛生推進者の選任義務がありますが、それ以外の「小売業」には選任義務がありません）、安全管理体制が未整備の事業場が多いと考えられます。

今後は、安全推進者に関するガイドラインに基づく「安全推進者」の選任など、安全管理を担う担当者を配置し、事業場の実情に応じた安全管理体制を構築することが必要です。

【早見表の記載について】

○：選任義務あり ○：指導対象 ×：選任義務なし

特定の業種とは？

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸・小売業、家具・建具・じゅう器等卸・小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業

安全管理者等選任 早見表	特定の業種		特定の業種以外 小売業(各種商品小売業を除く) 卸売業、社会福祉施設、飲食店など	
	常時50名以上	10名～49名	常時50名以上	10名～49名
安全管理者	◎	×	×	×
衛生管理者	◎	×	◎	×
安全衛生推進者	×	◎	×	×
衛生推進者	×	×	×	◎
安全推進者	×	×	○	○

法律（労働安全衛生法）による義務

ガイドラインによる選任勧奨

なぜ「安全推進者」の選任が必要なのか？



安全推進者を選任していますか？

前記のとおり、県内の第三次産業による労働災害は、保健衛生業や商業を中心として近年増加傾向にあります。

このような第三次産業は、衛生管理者または衛生推進者の選任が義務付けられていますが、安全管理者など安全面における管理者の選任が義務付けられていないことから、この間隙を埋めるためにガイドラインで選任を勧奨しています。

前記のとおり、商業では50人未満の事業場における労働災害が多発している傾向にあるため、適切に安全推進者を選任し、安全推進者に基本的な安全管理を担わせることが必要です。

【安全推進者に関するガイドラインは「職場のあんぜんサイト」で確認することができます】

職場のあんぜんサイト

QRコードはこちら

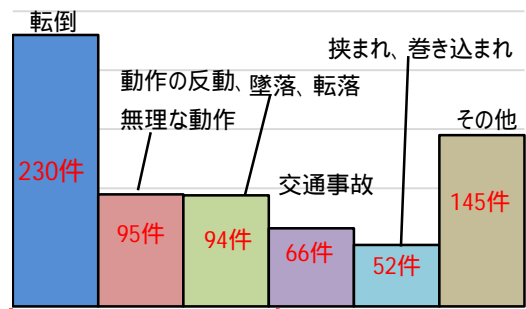
安全推進者に関する関係通達・ガイドラインは、「職場のあんぜんサイト」にて公開しています。

職場のあんぜんサイトは「職場の安全を応援する情報発信サイト」として、災害事例の紹介、動画教材の提供、リスクアセスメントツールの提供など、安全衛生対策における様々な情報を発信しています。



4. 転倒災害、腰痛災害、墜落・転落災害が多発しています

R5～R7（速報値）商業 事故の型別労働災害発生状況



厚生労働省公式マスコットキャラクター「チューイカン吉」によるミニ解説はこちら

商業における3大災害

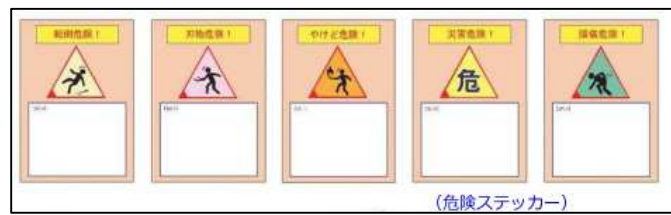
チューイカン吉によるミニ解説

- 転倒災害は**ハード面とソフト面の両立**がポイントです。ハード面の対策は、滑り・つまづきの少ない床面へ改修すること、ソフト面の対策は転倒リスクの見える化、ハザードマップを用いた安全教育などが有効です！
- 腰痛災害では、**重量物を人力で運搬しない作業方法を検討**すること、人力で運搬する場合でも、**腰部に負担のかかりにくい作業方法の検討**や、**腰部を保護するサポーターの着用**が有効です！
- 墜落・転落災害では、**脚立やはしごの正しい使用方法**、**保護帽の着用を徹底**することが有効です！特に脚立やはしごは便利な器具であるため、安易に使用しがちですが、使用方法を誤ると重大な災害に直結します。「1mは一命取る！」という意識付けが必要です。

【転倒災害におけるソフト面の対策について】

転倒災害は、業種、規模、労働者の年齢、性別を問わずどこでも発生する労働災害であり、**全業種を通じて最も多く発生している災害**です。令和6年に全国で発生した休業4日以上労働災害135,718件のうち、**36,378件（26.8%）が「転倒」、22,218件（16.4%）が「動作の反動・無理な動作」、20,699件（15.3%）が「墜落・転落」となっており、転倒災害が突出して多く発生していることが分かります。**チューイカン吉も解説しているとおり、転倒災害は**ハード面の対策とソフト面の対策の両立**がポイントとなりますが、ハード面の対策は多額の設備投資を行う必要がある一方、ソフト面の対策は**工夫次第で低コストかつ早期に対応できるもの**もあります。例えば... 下記の「危険ステッカー」や「危険マーカー」は労働安全衛生コンサルタント会のHPから入手することができます。

【転倒リスクが潜んでいる場所にはステッカーを掲示】



（危険ステッカー）



（危険マーカー）



【ハザードマップの作成例】



危険ステッカー・マーカーのダウンロードはこちら

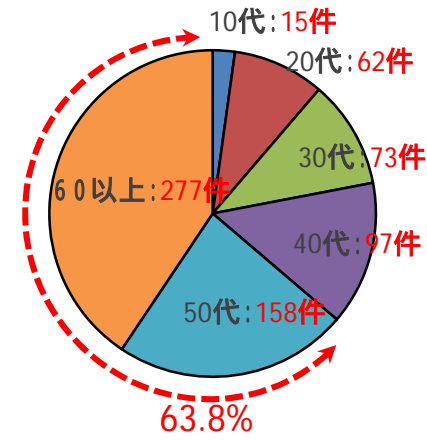


【一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会HPより】

事業場の見取図に危険マーカーを表示して、ハザードマップを作成することができます。ハザードマップを作成して労働者のみなさまに周知し、安全意識を高めましょう！

5. 50歳以上の労働者による労働災害が多発しています

R5～R7（速報値）商業 年齢別労働災害発生状況



商業における年齢別の労働災害発生状況を分析したところ、**50歳以上の労働者による労働災害が全体の63.8%**を占めていることが分かりました。前記のとおり、商業における転倒・腰痛災害が多発していることを踏まえると、高年齢の労働者による転倒・腰痛災害の対策は、商業における喫緊の課題といえます。高年齢労働者の労働災害防止対策については、毎年度「エイジフレンドリー補助金」（下記参照）を支給しておりますので、職場の安全対策にご活用ください。

安全衛生対策コース名	補助対象	対象事業者
I 総合対策コース ・補助率 4/5 ・上限額 100万円（消費税を除く） → 詳細は 3 ページ	・労働安全衛生の専門業務によるリスクアセスメントに関する経費 ・リスクアセスメント結果に基づいた、労働環境の改善や労働災害防止対策に関する経費（研修費の導入、工事の施工費）	・中小企業事業者（詳しくは5ページ） ・上記事業を実施していること ・役員を抜き、自社の労務管理の重要性を認識していること ・高年齢労働者対策を行う作業に携わっていること
II 職場環境改善コース ・補助率 1/2 ・上限額 100万円（消費税を除く） → 詳細は 4 ページ	・高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備、器具の導入やその他の労働災害防止対策に関する経費（研修費の導入、工事の施工費）	・中小企業事業者（詳しくは5ページ） ・上記事業を実施していること ・役員を抜き、自社の労務管理の重要性を認識していること ・高年齢労働者対策を行う作業に携わっていること
III 転倒防止・腰痛予防のための運動指導コース ・補助率 3/4 ・上限額 100万円（消費税を除く） → 詳細は 4 ページ	・転倒防止 ・労働者の健康状態の把握 ・労働者の健康状態の把握 ・労働者の健康状態の把握	・中小企業事業者（詳しくは5ページ） ・上記事業を実施していること ・役員を抜き、自社の労務管理の重要性を認識していること ・高年齢労働者対策を行う作業に携わっていること
IV コラボヘルスコース ・補助率 3/4 ・上限額 30万円（消費税を除く） → 詳細は 4 ページ	・事業用かんがや健康スクリーン導入による健康診断の費用 ・健康診断の結果に基づいた健康改善策に関する経費（研修費を除く）	・中小企業事業者（詳しくは5ページ） ・上記事業を実施していること ・役員を抜き、自社の労務管理の重要性を認識していること ・高年齢労働者対策を行う作業に携わっていること

【令和7年度版リーフレット】

【実際の導入事例の紹介】（千葉労働局公表分）

【空調服の導入】



【ハンドリフトの導入】



【アシストスーツの導入】



二次元コードはこちら

【エイジフレンドリー補助金申請先】 **令和8年度については、HPの更新をお待ちください。**
一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会「エイジフレンドリー補助金事務センター」

